

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

- ・法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

2. 重要な会計方針の変更

- ・当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）に基づき処理する。

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人運営拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 法人事業拠点区分におけるサービス区分の内容

法人運営事業

総合福祉センター運営事業

要介護認定調査事業

総合福祉会館運営事業

三潞総合福祉センター運営事業

田主丸老人福祉センター運営事業

福祉バス運行事業

地域福祉振興基金

退職手当積立基金

貸付事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	107,531,432	0	4,972,968	102,558,464
定期預金	7,000,000	0	0	7,000,000
合 計	114,531,432	0	4,972,968	109,558,464

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

- カーナビゲーション1台を除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金を26,612円取崩した。

7. 担保に供している資産

- 担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- 担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	271,258,400	168,699,936	102,558,464
構築物	3,911,400	2,977,212	934,188
車両運搬具	88,834,046	74,367,298	14,466,748
器具備品	16,060,186	7,680,350	8,379,836
無形固定資産	5,764,500	5,764,500	0
合 計	385,828,532	259,489,296	126,339,236

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

地域福祉事業拠点区分 貸借対照表

平成28年 3月31日現在

第3号の4様式

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	14,941,567	0	14,941,567	流動負債	14,941,567	0	14,941,567
現金預金	8,520,222	0	8,520,222	事業未払金	3,231,637	0	3,231,637
事業未収金	6,421,345	0	6,421,345	未返還金	11,709,930	0	11,709,930
固定資産	2,631,117	0	2,631,117	負債の部合計	14,941,567	0	14,941,567
その他の固定資産	2,631,117	0	2,631,117				
器具及び備品	2,631,117	0	2,631,117	純 資 産 の 部			
				次期繰越活動増減差額	2,631,117	0	2,631,117
				次期繰越活動増減差額	2,631,117	0	2,631,117
				(うち当期活動増減差額)	1,126,707	0	1,126,707
				純資産の部合計	2,631,117	0	2,631,117
資産の部合計	17,572,684	0	17,572,684	負債及び純資産の部合計	17,572,684	0	17,572,684

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

- ・法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

2. 重要な会計方針の変更

- ・当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）に基づき処理する。

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 地域福祉事業拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 地域福祉事業拠点区分におけるサービス区分の内容

地域福祉活動推進事業

法人後見事業

共同募金配分金事業

ふれあいのまちづくり事業

ふれあい福祉相談所事業

ボランティアセンター運営事業

高齢者生活支援サービス事業

障害者社会参加促進事業

成年後見センター運営事業
福祉人材バンク運営事業
生活福祉資金貸付事業
福祉サービス利用援助事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。
該当なし
- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。
該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	3,448,056	816,939	2,631,117
合計	3,448,056	816,939	2,631,117

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

- 1 1. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

- ・法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

2. 重要な会計方針の変更

- ・当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）に基づき処理する。

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 介護保険事業拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 介護保険事業拠点区分におけるサービス区分の内容

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	105,067,777	0	3,419,535	101,648,242
建物付属設備	14,492,678	0	3,076,710	11,415,968
合計	119,560,455	0	6,496,245	113,064,210

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

- 担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- 担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	146,134,000	44,485,758	101,648,242
建物付属設備(基本財産)	51,796,500	40,380,532	11,415,968
車両運搬具	23,340,803	17,269,655	6,071,148
器具備品	13,579,385	7,996,637	5,582,748
無形固定資産	5,835,900	4,690,525	1,145,375
合計	240,686,588	114,823,107	125,863,481

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。
- ・有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。
- ・有価証券のうち、満期保有目的以外の債券で、市場価格のあるものについては、前述にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- ・満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定額法による減価償却を実施する。
- ・減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1円）まで償却するものとする。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、期末要支給額（当該会計年度末に職員全員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額）を退職給付引当金に計上する。

・賞与引当金

職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(4) リース会計

- ・ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- ・オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(5) 税効果会計

- ・法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

2. 重要な会計方針の変更

- ・当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連盟通知）に基づき処理する。

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当会の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 障害者福祉サービス事業拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(4) 障害者福祉サービス事業拠点区分におけるサービス区分の内容
居宅介護事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。
該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

- ・担保に供している資産は以下のとおりである。

該当なし

- ・担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

該当なし

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし